公益信託おおいた社会福祉池永奨学基金第四期決算公告

一、事業内容
　大分県内の高校生に対する奨学金給付事業として、十名の学生に対し、総額二、四〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。
二、財産目録（平成二十六年三月三十一日現在）
　資産合計　一八、五八六、八一三円
　負債合計　〇円
　正味信託財産　一八、五八六、八一三円
　平成二十六年八月五日
　松山市南堀端町一番地
　公益信託おおいた社会福祉池永奨学基金
　受託者　株式会社伊予銀行

配当公告

　秋田県大仙市花館字常保寺九七番地の一
　破産者　株式会社大曲仙北地方卸売市場
右の者に対する秋田地方裁判所平成二十五年（フ）第一九九号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金二三〇、〇八三、七六六円
一、配当することができる債権額
　金二三、〇〇八、三八六円
　平成二十六年八月五日
　秋田市山王六丁目八番四一号秋田中央法律事務所
　破産管財人　蛇川　高範

配当公告

　千葉県東金市丹尾二三番地一
　破産者　有限会社ケイヨーフード
右の者に対する千葉地方裁判所八日市場支部平成二十四年（フ）第二六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金一〇三、〇三八、七〇三円
一、配当することのできる金額
　金一五、四〇二、二八一円
　平成二十六年八月五日
　千葉市中央区中央三丁目一五番六号やまちょうビル五階渡辺・石川法律事務所
　破産管財人　石川　知明

配当公告

　名古屋市守山区天子田二丁目九二番地
　破産者　東部米穀株式会社
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第一七九四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金一〇九、六一四、九二一円
（内優先債権額　金二、二三四、二八八円）
一、配当をすることのできる金額
　金一四、六四五、一一九円
（内優先債権額　金二、二三四、二八八円）
　平成二十六年八月五日
　名古屋市中区丸の内三丁目一五番三四号第一六KTビル五階荒川武志法律事務所
　破産管財人　弁護士　荒川　武志

配当公告

　三重県津市戸木町二一四四番地一
　破産者　澤井　一雄
右の者に対する津地方裁判所平成二十五年（フ）第一一八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金九二、五四九、一三六円
一、配当することのできる金額
　金二五、〇八六、七一八円
　平成二十六年八月五日
　三重県津市中央四番一一号橋本ビル二〇三号
　破産管財人　弁護士　浅尾　光弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍北海道静内郡静内町字西川三〇二番地、最後の住所不明　被相続人　亡　武田フミ子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月五日
　北海道日高郡新ひだか町静内こうせい町一丁目八番二〇号
　相続財産管理人　石井　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍岩手県花巻市石鳥谷町大瀬川第一二地割一〇五番地三四、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　板垣　五一
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月五日
　盛岡市本町通二丁目一番三六号浅沼ビル二階
　相続財産管理人　弁護士　渡辺　正和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍埼玉県熊谷市上須戸一〇八九番地三一、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　永岡　裕也
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月五日
　埼玉県熊谷市宮町一丁目三二番地　林法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　髙橋　和久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都練馬区東大泉二丁目二三八番地、最後の住所東京都練馬区東大泉二丁目二九番八号　被相続人　亡　落合　秀則
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月五日
　東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都新宿区若松町六七番地、最後の住所東京都江戸川区中葛西一丁目四一番二号　被相続人　亡　向井　勇
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月五日
　事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　上中　綾子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍広島県豊田郡大崎上島町明石二三五七番地二、最後の住所東京都大田区大森東四丁目一九番三号ナカソネフラット四〇五
　被相続人　亡　大亀　平
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月五日
　東京都千代田区紀尾井町三番三三号プリンス通ビル六階保田法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　保田眞紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都港区六本木六丁目六九番地、最後の住所東京都東村山市美住町一丁目四番地一グリーンタウン美住一番街六―一〇五
　被相続人　亡　舟木　秋子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月五日
　東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

第26期決算公告

平成26年8月5日
宮城県黒川郡大衡村沖の平1番
ラピスセミコンダクタ宮城株式会社
代表取締役社長　松本　宗之

貸借対照表の要旨
（平成26年3月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,894
	固定資産	193
	合計	5,087
負債及び純資産の部	流動負債	4,527
	固定負債	6,206
	（退職給付引当金）	(349)
	株主資本	△5,646
	資本金	200
	利益剰余金	△5,846
	その他利益剰余金	△5,846
	（うち当期純利益）	(949)
	合計	5,087